

業 務 説 明 資 料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 件名 総合福利厚生代行事業業務委託

2 履行期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
ただし、5年間を限度として契約を更新することができるものとします。

3 業務目的

適切な市民サービスの提供や姿勢の着実な推進には、職員が生き生きと働けることが欠かせません。そのために、共済組合の福祉事業の一環として、職員や家族の健康の増進や自己啓発、リラクゼーション等を支援する総合福利厚生代行事業を実施します。

4 業務概要

- (1) 制度の設計
- (2) 会員資格情報の管理
- (3) 利用ガイドブック等の作成及び配付
- (4) 利用者カード等の作成及び配付
- (5) 利用促進チラシ等の作成及び配付
- (6) 利用方法の周知
- (7) 利用申込の受付等
- (8) 利用状況の管理・分析等
- (9) 利用状況等の実績報告・利用促進への対応
- (10) 利用者等からの問合せ（意見や苦情等）への対応
- (11) 保健事業等の提案及び実施
- (12) 周年事業の運用（対象会員資格情報・ポイントの管理、ポイントの清算業務、利用ガイドブック等の作成・配布等）
- (13) その他総合福利厚生代行サービス提供に関すること

上記に該当しない事業が追加で発生した場合は、その都度個別にポイント管理を含めた対応等が可能な契約（覚書等）を締結します。その際、サービス提供の仕組みとしてどのような事業（内容）が行えるかを併せて御提案ください。

参考：選択制福利厚生事業に係るポイントの付与

平成30年度（実績）	横浜市職員厚生会	5,000円相当分×約32,000人
	横浜市水道局職員厚生会	16,000円相当分×約1,500人
	管理料	11か月分（毎年5月1日付与）

※横浜市職員厚生会のポイントは、令和2年度から4,000円相当分に変更となります。また、ポイント管理料は、付与日以降の管理料としています。

また、契約更新の際には、サービス内容を追加して、契約する場合があります（費用は別途調整）。

5 業務価格

(1) 上限 38,000,000 円 (税抜)

(2) 令和元年度の予定数量

ア 会員数 28,500 人

イ 配送拠点数 827 箇所

ウ 周年事業対象者数及び付与ポイント

10年 758人 10,000円相当

20年 644人 60,000円相当

30年 600人 67,000円相当